



第一化成控股（開曼）股份有限公司 IKKA HOLDINGS(CAYMAN) LIMITED

資産の取得または処分に関する手続き

最初のエントリー

会社の資産管理を強化し、投資を保護し、情報開示を確保するため、会社は本手続きに従って資産の取得または処分を行うものとする。

第2条法的根拠

本手続きは、中華民国証券取引法第36条の1および中華民国所轄官庁が公布した「上場企業による資産の取得又は処分に関する指針」に基づき定められています。ただし、本手続きに規定されていない事項、または法令の改正が生じた場合は、現行の法令及び当社の関連規則に従って処理するものとします。

第3条 本手続における「資産」という用語の適用範囲

- I. 株式、国債、社債、金融債券、賞金基金の証券、預託証券、コール（売却）ワラント、受益者証券、および資産担保証券への投資。
- II. 不動産（土地、建物、構造物、投資用不動産、建設会社の在庫を含む）および設備。
- III. 会員カード
- IV. 特許権、著作権、商標権、フランチャイズ権などの無形資産。
- V. 使用権資産
- VI. 金融機関の債権（売掛金、外国為替の購入および割引、融資、回収を含む）。
- VII. 派生商品
- 8. 中華民国の法律に従って、合併、分割、買収または株式譲渡によって取得または処分された資産。
- IX. その他の重要な資産

第4条定義

- I. デリバティブ：デリバティブとは、先渡契約、オプション契約、先物契約、レバレッジ証拠金契約、為替契約、上記契約の組み合わせ、またはデリバティブを組み込んだ複合契約もしくはストラクチャード商品を指し、その価値は特定の金利、金融商品価格、商品価格、為替レート、価格指数もしくは

レート指数、信用格付けもしくは信用指数、またはその他の変数から導き出されます。先渡契約には、保険契約、履行保証契約、アフターサービス契約、長期リース契約、または長期売買契約は含まれません。

II. 中華民国の法律に従って合併、分割、買収または株式譲渡により取得または処分された資産：中華民国の企業合併買収法、金融持株会社法、金融機関合併法またはその他の法律に従って合併、分割または買収により取得または処分された資産、または中華民国会社法第156条の3に従って他の会社の株式を取得するために新株を発行することにより取得された資産（以下「株式譲渡」という）を指します。

III. 関係当事者および子会社：これらは、証券発行者の財務報告基準に従って特定する必要があります。

IV. 専門鑑定士：不動産鑑定士、または不動産や設備の鑑定を行うことを法的に認められているその他の者を指します。

V. 発生日：発生日とは、取引契約の締結日、支払日、取引完了日、所有権移転日、取締役会決議日、または取引相手方および取引金額が十分に確定したその他の日のうち、いずれか早い日を指します。ただし、中華民国の所管当局の承認を必要とする投資家については、上記の日付または中華民国の所管当局の承認取得日のいずれか早い日が優先されます。

VI. 中国本土への投資：中華民国經濟部投資委員会が発行した「中国本土における投資または技術協力に関する規則」に従って行われる中国本土への投資を指します。

VII. 専門家としての投資家：法律に従って設立され、地方金融当局の管理下にある金融持株会社、銀行、保険会社、手形金融会社、信託会社、自己勘定取引または引受業務を行う証券会社、自己勘定取引業務を行う先物会社、証券投資信託会社、証券投資顧問会社、およびファンド運用会社を指します。

8. 証券取引所：中華民国の国内証券取引所とは、中華民国証券取引所を指し、外国証券取引所とは、当該国の証券規制当局によって規制されている組織化された証券取引市場を指します。

9. 証券会社の施設：中華民国国内の証券会社の施設とは、証券会社が証券会社の施設における証券取引に関する規則に従って取引専用のカウンターを設置している場所を指します。外国の証券会社の施設とは、外国の証券規制当局の管理下にあり、証券業務を行うことが認可されている金融機関の施設を指します。

第5条当社が会計士、弁護士、または証券引受人から入手する評価報告書または意見は、以下の要件を満たさなければならない。

I. 中華民国の証券取引法、会社法、銀行法、保険法、金融持株会社法、または商業会計法に違反した罪、あるいは詐欺、背任、横領、偽造、または業務

関連犯罪で有罪判決を受けておらず、かつ1年以上の懲役刑を宣告されていないこと。ただし、刑期を終えた者、保護観察期間を終えた者、または3年以上の恩赦を受けた者には適用されない。

第二に、取引の当事者は関連当事者であってはならず、また互いに実質的な関係を有してはならない。

3. 会社が2人以上の専門鑑定士から評価報告書を取得する必要がある場合、異なる専門鑑定士または鑑定士は、関連当事者であってはならず、また互いに実質的な関係を有してはならない。

上記の担当者は、評価報告書または意見書を発行する際には、それぞれの業界団体の自主規制ガイドラインおよび以下の事項を遵守しなければならない。

まず、案件を引き受ける前に、自身の専門能力、実務経験、そして独立性を慎重に評価すべきである。

2. 事件を処理する際には、適切な作業手順を適切に計画し、実行して結論を導き出し、それに基づいて報告書または意見書を発行する必要がある、実行された手順、収集されたデータ、および結論は、事件作業書類に詳細に記録されなければならない。

第三に、評価報告書や評価意見を発行する根拠とするためには、使用される各データソース、パラメータ、および情報の適切性と妥当性を評価する必要がある。

IV. 宣言には、関係者の専門性や独立性、使用された情報が適切かつ合理的であるという評価、中華民国の関連法規の遵守などの事項を含めるべきである。

第6条 この手続きは、取締役会の承認を得た上で、株主総会に提出して承認を得た後に実施されるものとする。

当社が監査委員会を設置して以来、本手続きの変更は、取締役会に提出する前に監査委員会の全委員の過半数の同意を得る必要がある、取締役会に提出された後は、株主総会に提出して承認を得なければならない。取締役が反対意見を表明し、その旨が記録または書面で示された場合は、当社は当該取締役の反対意見を監査委員会に送付しなければならない。

監査委員会の決議が全委員の過半数の賛成を得られなかった場合、全取締役の3分の2以上の賛成によって決議を実行することができ、監査委員会の決議は取締役会の議事録に記録されるものとする。

第3項で使用されている「監査委員会の全委員」および前項で使用されている「全取締役」という用語は、実際に在職している者に基づいて計算されるものとする。

第7条 会社による資産の取得または処分が、中華民國の定める手続きまたはその他の法律に従って取締役会の審議および承認を必要とする場合、各独立取締役の意見は十分に考慮されるものとする。独立取締役が異議または留保を表明した場合は、取締役会の議事録に記録されるものとする。

当社の重要な資産取引またはデリバティブ取引は、第6条第3項および第4項の規定に従い、監査委員会の全委員の過半数の同意および取締役会の決議を必要とする。

第8条 当社及びその子会社が取得した資産の額は以下のとおりです。

1. 当社が非事業目的で取得する不動産及びその使用権資産の総額は、当社の純資産の40%を超えてはならない。子会社が非事業目的で取得する不動産及びその使用権資産の総額は、当社の純資産の40%を超えてはならない。
2. 当社が取得する有価証券の総額は、当社の純資産額の300%を超えてはならない。また、当社の子会社が取得する有価証券の総額は、当社の純資産額の300%を超えてはならない。
3. 当社が取得する個々の証券の金額は、当社の純資産価値の300%を超えてはならない。子会社が取得する個々の証券の金額は、当社の純資産価値の300%を超えてはならない。

第9条 不動産、設備又はそれらの使用権の取得又は処分に関する評価及び手続きは、次のとおりとする。

1. 当社が不動産、設備、またはそれらの使用権を取得または処分する場合、中華民國の国内政府機関との取引、自己建設、リース建設、または事業目的での設備またはその使用権の取得または処分を除き、取引金額が当社の払込資本金の20%または3億台湾ドル以上となる場合は、取引日前に専門鑑定士による評価報告書を取得し、以下の要件を満たさなければならない。

(i) 特別な理由により、取引価格の参考として限定価格、特定価格または特別価格が必要な場合は、まず取締役会の決議により取引を承認しなければならない。取引条件にその後変更が生じた場合も同様である。

(ii) 10億台湾ドルを超える取引については、少なくとも2名の専門鑑定士に評価を依頼しなければならない。

(iii) 専門鑑定士の評価結果が、取得資産の評価結果がすべて取引金額より高い場合、または処分資産の評価結果がすべて取引金額より低い場合を除き、以下のいずれかの状況に該当する場合は、会計士に相談し、差異の理由および取引価格の妥当性について具体的な意見を求めるべきである。

1. 評価額と取引金額の差が取引金額の20%以上に達する場合。

優れた。

2. 2人以上の専門鑑定士による評価結果が、取引金額の10%以上異なる場合。

(iv) 専門鑑定士の報告書の日付と契約の日付は3ヶ月を超えてはならない。ただし、同一の公表された現在価値が適用され、期間が6ヶ月を超えない場合は、元の専門鑑定士が意見書を発行することができる。

2. 不動産、設備、またはそれらの使用权の取得または処分は、総額が3,000万台湾ドル未満の場合、当社の「承認機関規則」に従って各段階での承認が必要であり、3,000万台湾ドルを超える場合は、取締役会の承認が必要となる。

第10条 当社が取得または処分する有価証券の評価及び処分手続は、以下のとおりとする。

1. 証券の取得または処分は、総支配人および会長の承認を得なければならない。取引金額が3,000万台湾ドルを超える場合は、取締役会の承認も得なければならない。

II. 証券投資を取得する際、当社およびその子会社は、取引価格の評価の参考として、取引日前に、対象会社の最新の財務諸表（会計士による監査またはレビュー済みのもの）を取得するものとします。また、当社の払込資本金の20%または3億台湾ドルを超える取引については、取引日前に会計士に相談し、取引価格の妥当性について意見を求めるものとします。ただし、当該証券が活発な市場で公開価格が設定されている場合には、または中華民国金融监督管理委员会が別途規定する場合には、この制限は適用されません。

3. 証券の取得または処分は、当社の「承認権限規則」に従って処理されるものとする。

第11条 当社による無形資産、その使用权資産、または会員証の取得または処分に関する評価および手続は以下のとおりとする。

1. 中華民国の国内政府機関との取引を除き、当社の無形資産またはその使用权もしくは会員証の取得または処分の取引金額が当社の払込資本金の20%または3億台湾ドル以上に達する場合、当社は、当該事象が発生する前に、会計士に相談して取引価格の妥当性について意見を表明しなければならない。

2. 当社による無形資産、その使用权、または会員証の取得または処分は、当社の「承認及び決定規程」に従って処理されるものとする。

第12条 最初の3項目における取引金額の計算は、第30条第2項の規定に従って行うものとする。「1年以内」とは、取引が行われた日から遡って1年間を指す。本手続に従って取得された専門鑑定士による評価報告書または会計士意見書は、再度算入しないものとする。

第13条 当社が裁判所の競売手続により資産を取得または処分する場合、

裁判所が発行する証明書は、評価報告書または会計士の意見に代わるものとするができる。

第14条当社が関連当事者と資産を取得又は処分する場合、本手続第9条、第10条、第11条又は第12条及び第18条に規定する関連解決手続に従い、取引条件の妥当性を評価することに加え、取引額が当社の総資産の10%以上に達する場合には、本手続第9条、第10条、第11条又は第12条に従い、専門鑑定士による評価報告書又は会計士の意見書も取得しなければならない。

上記の取引金額の計算は、第12条の規定に従って行われるものとする。

取引相手が関連当事者であるかどうかを判断する際には、法的形態に注意を払うだけでなく、実質的な関係性も考慮に入れるべきである。

第15条当社が関連当事者から不動産またはその使用権資産を取得または処分する場合、または関連当事者から不動産またはその使用権資産以外の資産を取得または処分する場合であって、取引金額が当社の払込資本金の20%、当社の総資産の10%、または3億台湾ドル以上となる場合（中華民国国債、買戻し条件付き債券の売買、または中華国内の証券投資信託会社が発行するマネーマーケットファンドの引受または買戻しを除く）、当社は、取引契約を締結し支払を行う前に、監査委員会に以下の情報を提出し、全委員の過半数の承認を得て、取締役会に提出して承認を得なければならない。

1. 資産の取得または処分の目的、必要性、および期待される利益。

II. 関連当事者を取引相手として選定する理由

3. 不動産またはその資産の使用権を関連当事者から取得する場合、関連情報を用いて、第16条および第17条に従って、提案された取引条件の妥当性を評価するものとする。

IV. 関係当事者の当初の取得日と価格、取引の相手方、および当社および関係当事者との関係等

5. 契約締結月から始まる翌年の各月における資金流入と資金流出の予測、および取引の必要性和資金使用の合理性の評価。

6. 前条に従って専門鑑定士が発行した評価報告書、または会計士の意見書。

VII. 本取引に関連する制限事項およびその他の重要な合意事項

会長は、当社と当社の親会社、子会社、または当社が全額出資する子会社もしくは当社が直接または間接的に保有する子会社との間の以下の取引を、取引金額が3,000万台湾ドルを上限として承認することができる。ただし、直近の取締役会の承認が必要となる。

1. 事業目的での機器またはその使用権の取得または処分。

2. 事業目的での不動産使用権の取得または処分。

第1条の規定に従って取締役会に議案を提出する際には、各独立取締役の意

見を十分に考慮しなければならない。独立取締役が異議または留保を表明した場合は、取締役会議事録にその旨を記録しなければならない。

最初の規定が監査委員会の全委員の過半数の同意と取締役会による決議を必要とする場合、第6条第3項および第4項の規定が適用される。

当社またはその子会社（中国で上場していない会社）が第1項に記載された取引を行い、その取引額が当社の総資産の10%を超える場合、当社は取引契約の締結および支払を行う前に、第1項に記載されたすべての情報を株主総会に提出し、承認を得なければならない。ただし、この制限は、当社と親会社、子会社との間、または当社の子会社間の取引には適用されない。

第1項及び前項の取引金額の計算は、第30条第2項の規定に従って行うものとする。「1年以内」とは、取引が行われた日から遡って1年間をいう。本手続に従って株主総会、監査委員会及び取締役会に承認のために提出された部分は、再度算入しないものとする。

第16条当社が関連当事者から不動産又はその使用権資産を取得する場合、当社は以下の方法を用いて取引費用の妥当性を評価するものとする。

1. 関係当事者との取引価格は、資金に対する必要利息および買主が法的に負担する義務のある費用を加算して算出される。必要利息費用は、資産購入年度に会社が借り入れたローンの加重平均金利に基づいて算出されるが、中華民国財政部が公表する非金融事業に対する最高金利を超えてはならない。

2. 関係当事者が以前に当該不動産を金融機関からの融資の担保として使用していた場合、当該不動産に対する金融機関からの融資の総額は、当該不動産の総額の少なくとも70%以上でなければならず、かつ、融資期間は1年以上でなければならない。ただし、金融機関と取引当事者のいずれかが関係当事者である場合は、この限りではない。

同一の対象物である土地と建物をまとめて購入または賃借する者は、前述の段落に記載されているいずれかの方法を用いて、土地と建物の取引費用を個別に評価することができる。

当社が関連会社から不動産またはその使用権を取得する場合、当社は前述の2つの規定に従って当該不動産またはその使用権の取得原価を評価し、会計士に相談して審査および具体的な意見を求めるものとする。

当社が関連会社から不動産又は資産の使用権を取得する場合において、以下のいずれかの事情が存在するときは、前条の規定が適用され、前3項の規定は適用されない。

1. 関係当事者は、相続または贈与により不動産またはその使用権を取得した。

第二に、関連当事者が当該不動産または当該資産の使用権を取得してから、本取引の契約締結日から5年が経過していること。

3. 関係当事者と共同建設契約を締結するか、または関係当事者に自己建設、賃借地建設、その他の類似の方法により不動産の建設を委託することにより、不動産を取得する。

IV. 当社およびその親会社、子会社、または互いに完全所有発行済株式もしくは総資本を直接的または間接的に所有する子会社が、事業目的のために不動産使用权を取得する。

第17条 前条第1項および第2項に基づき、本会社の評価結果が取引価格を下回る場合、第18条の規定が適用される。ただし、次の事情が存在し、客観的な証拠が提出され、かつ、不動産鑑定士及び会計士による具体的かつ合理的な意見が付されている場合は、この限りではない。

I. 関係当事者が土地を取得または賃借し、その上に建物を建設する場合、以下のいずれかの条件を満たしていることを示す証拠を提出することができず。

(i) 土地は前条に規定する方法に従って評価し、建物は関連当事者の建設費に合理的な建設利益を加えた額に基づいて評価するものとし、その合計額は実際の取引価格を超えるものとする。いわゆる合理的な建設利益とは、関連当事者の建設部門の直近3年間の平均粗利益率と、中華民国財政部が公表する建設業界の粗利益率のうち低い方とする。

(ii) 不動産売買または賃貸慣行に従って合理的な階またはエリアの価格差に基づいて評価した後、類似のエリアおよび比較可能な取引条件を有する、同一物件の他の階または隣接エリアにおける、1年以内の他の非関連当事者間の取引。

2. 当社は、関連当事者から購入またはリースした不動産が、過去1年以内に同じ地域で行われた他の非関連当事者間の取引と同様の取引条件および面積を有していることを示す証拠を提出します。

前述の近隣地域取引は、原則として、同一または隣接する街区に位置し、取引対象不動産から半径500メートル以内にあるもの、または公表されている現在の価値が類似しているものを指します。「類似地域」という用語は、原則として、取引対象不動産の面積の50%以上の面積を有する他の非関連当事者が関与する取引を指します。「1年以内」という用語は、不動産またはその資産の使用权が取得された日に遡って計算されます。

第18条 当社が関連当事者から不動産又は当該資産の使用权を取得し、前2条に規定する評価結果がいずれも取引価格を下回る場合、次の手続きに従うものとする。

I. 当社は、中華民国証券取引法第41条第1項の規定に従い、不動産またはその

使用権資産の取引価格と評価額との差額を特別剰余金準備金として積み立て、これを資本増強または新株発行のために分配または譲渡してはならない。当社への投資を持分法で評価する投資家が上場企業である場合は、中華民国証券取引法第41条第1項の規定に従い、その持株比率に応じた額を特別剰余金準備金として積み立てなければならない。

II. 当社の監査委員会の独立取締役は、中華民国会社法第218条に従って行動するものとする。

第三に、前述の2つの段落で述べた事項の処理については株主総会に報告し、取引の詳細は年次報告書および目論見書に開示しなければならない。

会社が前項に従って特別剰余金を積み立てている場合、会社は、高額で購入またはリースした資産が減価償却されたと認識され、処分され、またはリースが終了し、または適切な補償または原状回復が行われた後、または不合理性がないことを判断するその他の証拠がある場合に限り、中華民国金融監督委員会の同意を得て、当該特別剰余金を使用することができる。

当社が関連会社から不動産または資産の使用権を取得した場合において、当該取引が通常の商慣習に反することを示すその他の証拠がある場合には、前2項の規定も適用される。

第19条 当社は、デリバティブ取引を行う際には、以下のリスク管理措置を採用するものとする。

1. リスク管理の範囲には、信用リスク、市場価格リスク、流動性リスク、キャッシュフローリスク、オペレーショナルリスク、および法的リスクが含まれるべきである。

2. デリバティブ取引および確認、決済その他の業務に従事する職員は、兼職してはならない。

3. リスクの測定、監視、管理を担当する人員は、前項で述べた部署とは異なる部署に所属し、取引またはポジションの決定に責任を負わない取締役会または上級幹部に報告するものとする。

4. デリバティブ取引におけるポジションは、事業目的のヘッジ取引を除き、少なくとも週1回評価しなければならない。事業目的のヘッジ取引については、少なくとも月2回評価しなければならない。評価報告書は、取締役会が権限を与えた上級幹部に提出しなければならない。

V. その他の重要なリスク管理措置

20条取締役会は、以下の原則に従って、当社のデリバティブ取引を監督および管理するものとする。

1. 指定された上級幹部は、デリバティブ取引に関連するリスクの監督と管理に細心の注意を払うべきである。

2. デリバティブ取引のパフォーマンスが確立された事業戦略に沿っているか、また、負っているリスクが会社の許容範囲内にあるかを定期的に評価する。

取締役会によって権限を与えられた上級幹部は、以下の原則に従ってデリバティブ取引を管理するものとする。

1. 現在のリスク管理措置が適切であるかどうかを定期的に評価し、それらが本手順およびデリバティブ取引の処理に関する当社の確立された手順に従って処理されていることを確認する。

2. 取引および損益を監視する。異常が発見された場合は、必要な対策を講じ、直ちに取締役会に報告する。独立取締役は取締役会に出席し、意見を表明する。

当社はデリバティブ取引を行っています。権限を有する担当者が定められた手続きに従ってデリバティブ取引を処理する場合、当該取引は直近の取締役会に報告されなければなりません。

第21条 デリバティブ取引を行う際には、会社は、デリバティブ取引の種類及び金額、取締役会の承認日、並びに第19条第4項、前条第2項及び前条第1項に従って慎重に評価すべき事項を詳細に記録する登録簿を設置しなければならない。

当社内部監査人は、デリバティブ取引に関する内部統制の適切性を定期的に見直し、デリバティブ取引の取り扱い手順に関するトレーディング部門の遵守状況を毎月監査し、監査報告書を作成するものとする。重大な違反が発見された場合は、監査委員会委員および独立取締役に対し書面で通知するものとする。

第22条 会社は、合併、分割、買収又は株式譲渡を行う前に、取締役会決議を行う前に、会計士、弁護士又は証券引受人に、株式交換比率、買収価格又は株主への現金その他の資産の分配の妥当性に関する意見を依頼し、その意見を取締役に提出して審議及び承認を得なければならない。ただし、上場会社が、その発行済株式又は総資本の100%を直接又は間接的に保有する子会社と合併する場合、又はその発行済株式又は総資本の100%を直接又は間接的に保有する子会社同士が合併する場合は、上記の妥当性に関する専門家の意見は省略することができる。

第23条 会社は、合併、分割又は買収に参加する場合、株主総会に先立ち、当該合併、分割又は買収の主要条件及び関連事項を概説した公開文書を株主に提示しなければならない。この文書は、前条第1項に規定する専門家の意見

及び株主総会招集通知とともに、株主が当該合併、分割又は買収を承認するか否かを決定する際の参考資料として株主に交付されなければならない。ただし、中華民国の他の法律により株主総会が合併、分割又は買収の決議を免除されている場合は、この限りではない。

合併、分割、または買収に関与するいずれかの会社の株主総会が、出席者不足、議決権不足、または中華民国の法律に基づくその他の制限により招集または決議できない場合、または株主総会で決議が否決された場合、合併、分割、または買収に関与する会社は、直ちにその事案の理由、フォローアップ手順、および株主総会の予定日を公表しなければならない。

第24条 中華民国の他の法律で別段の定めがある場合、または中華民国金融監督管理委員会の事前の承認がある場合を除き、会社は合併、分割または買収に関する事項を解決するために、取締役会と株主総会を同日に開催しなければならない。

中華民国の他の法律で別途規定されている場合、または中華民国金融監督管理委員会の事前承認が必要な場合を除き、当社は株式譲渡への参加のため、同日に取締役会を開催するものとする。

当社が合併、分割、買収、または株式譲渡に参加する場合、検証のために以下の情報の完全な書面記録を5年間保管します。

I. 人事に関する基本情報：これには、合併、分割、買収、または株式譲渡計画に関与または実施するすべての者の役職、氏名、およびID番号（外国人の場合はパスポート番号）が、情報が公開される前に含まれます。

II. 重要な日付：これには、意向表明書または覚書の署名、財務または法律顧問の選任、契約の署名、取締役会の開催日が含まれます。

III. 重要な文書および議事録：合併、分割、買収または株式譲渡計画、意向書または覚書、重要な契約、取締役会会議の議事録など。

当社が合併、分割、買収または株式譲渡に参加する場合、当社は取締役会決議の日から2日以内に、上記1項および2項の情報を所定の様式に従ってインターネット情報システムを通じて中華民国金融監督管理委員会に提出し、記録保存するものとする。

合併、分割、買収、または株式譲渡に関与する企業のいずれかが上場企業でない場合、またはその株式が証券会社の施設で取引されていない場合、当社は当該企業と契約を締結し、前述の2つの規定に従って手続きを進めるものとする。

第25条 会社の合併、分割、買収または株式譲渡計画に参加する者、または

これを知っている者は、書面による秘密保持契約を締結し、当該計画の内容を公表前に外部に開示してはならず、また、合併、分割、買収または株式譲渡に関連する会社の株式その他の証券を、自己の名義または他人の名義で売買してはならない。

第26条 当社が合併、分割、買収または株式譲渡に参加する場合、株式交換比率または取得価格は、次の場合を除き、恣意的に変更してはならず、かかる変更を行うことができる状況は、合併、分割、買収または株式譲渡契約に規定されなければならない。

I. 現金による増資の処理、転換社債の発行、新株予約権の付与、ワラント付き社債、ワラント付き優先株、ワラント、および株式特性を有するその他の証券の発行。

II. 会社の財務運営に影響を与える行為。例えば、重要な会社資産の処分など。

3. 大規模な災害や重大な技術革新など、会社の株主資本や証券価格に影響を与える事象。

IV. 合併、分割、買収、または株式譲渡に関与する当事者による自己株式の買戻しの調整（法令に基づく）。

V. 合併、分割、買収、または株式譲渡に関与する企業の数または数の変更。

6. 契約に規定され、変更される可能性があり、かつ公表されているその他の条件。

第27条 当社が合併、分割、買収、または株式譲渡に参加する場合、契約には参加会社の権利義務を明記し、以下の事項を含めるものとする。

I. 契約違反への対応

II. 会社が解散または合併により分割される前に発行または買い戻された株式または自己株式の取り扱いに関する原則

3. 株式交換比率の基準日計算後、参加企業は自己株式を買い戻すことができ、その取り扱いに関する原則は中華民国の法律に従うものとする。

IV. 参加団体数または参加団体数の変更を処理するための手順。

V. 計画の進捗状況と完了予定スケジュール

VI. 計画が期限までに完了しない場合は、株主総会の予定日などの関連手続きは中華民国の法律に従って行われるものとする。

第28条 合併、分割、買収又は株式譲渡の当事者が、当該情報が公表された後に、他の会社と合併、分割、買収又は株式譲渡を行う意思がある場合、参加会社の数が減少し、かつ株主総会において取締役会の権限変更が決議され承認された場合を除き、会社は新たな株主総会を招集する必要はない。ただ

し、当初の合併、分割、買収又は株式譲渡が完了した場合には、すべての参加会社は、当該手続き又は法的行為を再度行うものとする。

第29条 合併、分割、買収、または株式譲渡に関与する会社が上場会社でない場合、会社は当該会社と契約を締結し、第24条、第25条、および前条に従って手続きを進めるものとする。

第30条 当社が以下のいずれかの状況において資産の取得または処分を行った場合、当社は、取得または処分の性質及び所定の様式に従い、当該事象の発生日から2日以内に、中華民国金融監督委員会が指定するウェブサイト当該関連情報を公表しなければならない。

1. 関係会社から不動産またはその使用権資産を取得または処分する場合、または関係会社と不動産またはその使用権資産以外の資産を取得または処分する場合であって、取引金額が会社の払込資本金の20%、総資産の10%、または3億台湾ドル以上に達する場合。ただし、中華民国国債、買戻し条件または売戻し条件付き債券の売買、または中華民国内の証券投資信託会社が発行するマネーマーケットファンドの引受または買戻しには適用されない。

2. 合併、分割、買収、または株式譲渡を実施するため。

3. 定められた手続きで規定されている、すべての契約または個々の契約における損失の上限額に達したデリバティブ取引による損失。

IV. 事業目的での設備またはその使用権の取得または処分。ただし、取引相手が関連当事者ではなく、かつ取引金額が以下のいずれかの要件を満たす場合に限る。

(i) 会社の払込資本金が100億台湾ドル未満であり、かつ取引金額が5億台湾ドルを超える場合。

(ii) 会社の払込資本金が100億台湾ドル超500億台湾ドル未満であり、かつ取引金額が10億台湾ドル超である場合。

(iii) 当社の払込資本金が500億台湾ドル以上であり、かつ取引金額が払込資本金の5%以上である場合。

5. 当社が建設事業を営む中で、建設目的で不動産またはその使用権を取得または処分する場合、取引相手が関連当事者でない場合は、取引金額が5億台湾ドル以上であること。払込資本金が100億台湾ドル以上である場合、または当社が建設を完了した建設プロジェクトの不動産を処分する場合、取引相手が関連当事者でない場合は、取引金額が10億台湾ドル以上であること。

VI. 当社は、自己建設、リース建設、サブビル共同建設、利益分配型共同建設、およびサブセールス型共同建設を通じて不動産を取得しており、これらの取引における相手方は関連当事者ではありません。当社は、これらの取引に5億台湾ドル以上を投資する予定です。

VII. 当社の払込資本金が新たな水準に達した場合…

、証券取引所または証券会社の営業所において500億人民元を超える金額で取引される国債、普通社債、および一般金融債（劣後債を除く）に関するものであり、第8項のいずれの規定にも該当せず、取引相手が関連当事者ではなく、かつ取引金額が会社の払込資本金の5%を超える場合に限る。

8. 前7項に列挙されているもの以外の資産取引、金融機関による債権処分、または中国本土への投資であって、取引額が当社の払込資本金の20%または3億台湾ドル以上に達するもの。ただし、以下の場合はこの制限の対象外とする。

（i）中華民国政府債券または当社のソブリン信用格付け以上の信用格付けを有する外国政府債券の売買。

（ii）プロの投資家の場合、証券取引所または証券会社の営業所での証券の売買、外国国債の引受、または一次市場における普通社債および一般金融債（劣後債を除く）の発行、証券投資信託または先物投資信託の引受または買戻し、インデックス投資証券の引受または買戻し、または台湾証券取引所センターの規則に従って引受業務または新興株式会社の顧問として証券会社が引き受ける証券。

（iii）中華国内の証券投資信託会社が発行する買戻し条件または売戻し条件付き債券の売買、およびマネーマーケットファンドの引受または買戻し。上記取引の金額は、以下のように計算されるものとする。

1. 各取引の金額。

2. 同一の取引相手との間で、同一の種類の対象物を取得または処分する取引の総額（1年以内）。

3. 同一の開発プロジェクトの下で、1年以内に取得または処分された不動産またはその使用権資産の額（取得と処分は別々に集計される）。

4. 1年以内に取得または処分された同一証券の合計額（取得と処分は別々に集計される）。

上記で述べた「1年以内」とは、本取引の日付以前の期間を指し、その期間は1年間遡って延長されます。本手続きに従って既に発表されている部分は、再度含める必要はありません。

当社は、所定の様式に従い、当社および中華民国に上場していない子会社が前月末までに実施したデリバティブ取引に関する情報を、中華民国の所管当局が指定する情報報告ウェブサイト、毎月10日までに提出するものとする。

当社が発表すべきプロジェクトに誤りや漏れが見つかり、修正が必要な場合は、誤りを認識した日から2日以内にすべてのプロジェクトを再発表し、提出いたします。

会社が資産を取得または処分する場合、法律で別途定められている場合を除

き、関連する契約書、議事録、登録簿、評価報告書、会計士、弁護士、または証券引受人からの意見書を少なくとも5年間、会社の敷地内に保管しなければならない。

第31条 会社は、前条に従って取引を発表し報告した後、当該事象の発生日から2日以内に、中華民国金融監督委員会が指定するウェブサイト上で関連情報を発表し報告しなければならない。

当初の取引関連契約は、修正、解除、または解約されました。

合併、分割、買収、または株式譲渡は、合意されたスケジュールどおりに完了しなかった。

元の発表内容が変更されました。

第32条 当社の子会社が中華民国の上場企業でない場合において、資産の取得または処分に関して本手続きの規定に従って公表または報告を必要とする状況が生じたときは、当社が当該事項を処理するものとする。

第30条第1項に規定する報告基準の対象となる子会社の払込資本金または総資産は、会社の払込資本金または総資産に基づいて算出される。

第33条 この手続きにおける総資産の10%の引当金は、証券発行者の財務報告基準で要求される直近の個別または別個の財務報告書における総資産額に基づいて計算されるものとする。

額面のない株式、または額面が1株当たり10台湾ドルを超えない株式については、本手続きで規定する払込資本金の20%の取引金額は、親会社の所有者に帰属する持分の10%として計算されるものとし、本手続きで規定する払込資本金の5%の取引金額は、親会社の所有者に帰属する持分の2.5%として計算されるものとし、本手続きで規定する払込資本金が100億台湾ドルに達する取引金額は、親会社の所有者に帰属する持分の200億台湾ドルとして計算されるものとし、本手続きで規定する払込資本金が500億台湾ドルに達する取引金額は、親会社の所有者に帰属する持分の1000億台湾ドルとして計算されるものとする。

第34条 当社の子会社は、本手続の規定及び「上場企業による資産の取得又は処分に関する指針」の関連規定に従い、「資産の取得又は処分手続」を策定し、実施しなければならない。子会社が上場企業でない場合は、当該手続の策定及び改訂は、子会社の取締役会の承認を得なければならない。子会社が上場企業である場合は、当該手続の策定は、「上場企業による資産の取得又は処分に関する指針」の規定に従って行わなければならない。子会社による資産の取得又は処分に関する情報は、定期的に当社に報告しなければならない。

ない。

第35条 資産の取得または処分において本手続きの規定に違反した当社の従業員は、当社の人事管理規則に従って定期的な評価を受け、事案の重大性に応じて処罰されるものとする。

第36条 本規則は、取締役会の承認および株主総会の決議を経て施行されるものとし、その改正についても同様とする。本規則は2020年3月20日に制定された。

最初の改訂は2022年6月24日に行われました。

第2次修正案は、2026年3月11日に取締役会で承認され、2026年6月26日の株主総会での承認を経て実施される予定です。

この英語版は中国語原文を基に翻訳したものです。両版に相違が生じた場合は、中国語版が優先されます。